

甲賀市・湖南省広域行政協議会規約（案）

（設置）

第 1 条 甲賀市及び湖南省（以下「両市」という。）は、両市の市域（以下「圏域」という。）全体の活性化及び住民福祉の向上を実現するため、甲賀市・湖南省広域行政協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 圏域全体の広域的な行政運営に係る課題の調査及び研究に関すること。
- (2) 両市の広域的な連携に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 両市の市長
- (2) 両市の副市長
- (3) 両市の教育長
- (4) 両市の市議会の議長
- (5) 両市の市議会の副議長

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長は、協議会の構成員の互選により選任し、副会長は会長が指名する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、1 年とする。

（協議会の運営）

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 会長が必要と認めたときは、構成員以外の者に協議会の会議への出席

を求め、意見を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 協議会に付すべき事案及び協議会の指示事項についての調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 両市の企画担当部長

(2) 両市の企画担当職員

(3) その他代表幹事が必要と認める職員

3 幹事会に代表幹事1人を置く。

4 代表幹事は、会長所在の市の企画担当部長をもって充てる。

5 幹事会の会議は、代表幹事が招集し、総括する。

6 代表幹事が必要と認めたときは、幹事会にプロジェクトチームを置くことができる。

(事務局)

第7条 協議会及び幹事会の事務局は、会長所在の市の企画担当課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成30年5月16日から施行する。